

墨田区バリアフリー
交通安全特定事業計画
押上駅・錦糸町駅周辺地区

令和8年10月
東京都公安委員会

墨田区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「押上駅・錦糸町駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、墨田区バリアフリー基本構想に即して、押上駅・錦糸町駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	特例都道深川吾嬬町線（第465号）	四ツ目通り	押上1丁目11番から 江東橋4丁目9番まで	京成電鉄 京成押上線 押上駅	本所警察署、賛育会病院、楽天地ビル、錦糸公園、堅川親水公園、ひがしんアリーナ、錦糸公園テニスコート、錦糸公園野球場
2	主要地方道環状三号線（第319号）	三ツ目通り	向島1丁目8番から 吾妻橋2丁目20番まで		
3	特別区道墨16号		東駒形4丁目18番から 業平5丁目1番まで	都営地下鉄 浅草線 押上駅	横川小学校、業平小学校、なりひら高齢者支援総合センター、なりひら高齢者みまもり相談室、なりひらホーム、大横川親水公園、業平公園、横川公園
4	特別区道墨22号		向島1丁目2番から 向島1丁目32番まで	東京メトロ 半蔵門線 押上駅	隅田公園
5	特別区道墨25号		押上2丁目4番から 押上1丁目9番まで	東武鉄道 東武伊勢崎線 押上駅 とうきょうスカイツリー駅	すみだ共生社会推進センター、すみだ消費者センター、すみだ人権同和・男女共同参画事務所、東京スカイツリータウン
6	特別区道墨26号		向島3丁目45番から 向島3丁目38番まで	JR 総武線 錦糸町駅	都立本所高等学校、すみだ福祉保健センター、こうめ高齢者支援総合センター、こうめ高齢者みまもり相談室
7	特別区道墨29号		向島2丁目2番から 向島2丁目21番まで	東京メトロ 半蔵門線 錦糸町駅	小梅小学校、すみだ郷土文化資料館、さくら橋コミュニティセンター
8	特別区道墨42号		東駒形4丁目13番から 向島4丁目30番まで		東駒形コミュニティ会館、東駒形コミュニティ会館図書室
9	特別区道墨49号		業平4丁目4番から 横川5丁目8番まで		

10	特別区道墨 55 号		向島 3 丁目 41 番から 向島 3 丁目 42 番まで	京成電鉄 京成押上線 押上駅 都営地下鉄 浅草線 押上駅 東京メトロ 半蔵門線 押上駅 東武鉄道 東武伊勢崎線 押上駅 とうきょう スカイツリー 駅 JR 総武線 錦糸町駅 東京メトロ 半蔵門線 錦糸町駅	
11	特別区道墨 56 号		向島 3 丁目 39 番から 押上 2 丁目 16 番まで		すみだ共生社会推進セ ンター、すみだ消費者セ ンター、すみだ人権同 和・男女共同参画事務所
12	特別区道墨 58 号		向島 3 丁目 28 番から 押上 2 丁目 26 番まで		すみだ共生社会推進セ ンター、すみだ消費者セ ンター、すみだ人権同 和・男女共同参画事務 所、都立本所高等学校、 墨田中学校、
13	特別区道墨 105 号		横川 4 丁目 7 番から 横川 5 丁目 7 番まで		本所警察署、すみだ保健 子育て総合センター
14	特別区道墨 111 号		向島 3 丁目 1 番から 業平 1 丁目 6 番まで		本所税務署、墨田都税事 務所、東京スカイツリー タウン、おしなり公園、 小梅児童遊園
15	特別区道墨 112 号		押上 1 丁目 24 番から 押上 1 丁目 41 番まで		
16	特別区道墨 119 号		押上 2 丁目 1 番から 向島 3 丁目 39 番まで		すみだ共生社会推進セ ンター、すみだ消費者セ ンター、すみだ人権同 和・男女共同参画事務所
17	特別区道墨 127 号		押上 1 丁目 10 番から 押上 1 丁目 12 番まで		
18	特別区道横川 4004 号		横川 4 丁目 8 番地先		本所警察署
19	特別区道横川 5004 号		横川 5 丁目 8 番から 横川 5 丁目 9 番まで		横川コミュニティ会館、 横川コミュニティ会館 図書室、柳島児童遊園
20	特別区道押上 1005 号～ 1020 号		押上 1 丁目 41 番から 押上 1 丁目 49 番まで		押上公園
21	特別区道押上 2002 号		押上 2 丁目 2 番から 押上 2 丁目 4 番まで		
22	一般国道 14 号		緑 4 丁目 24 番から 江東橋 4 丁目 25 番まで		すみだ産業会館、錦糸町 公証役場、都立両国高等 学校、楽天地ビル、マル イ錦糸町、大横川親水公 園
23	特別区道墨 3 号		緑 4 丁目 4 番から 緑 4 丁目 2 番まで		すみだボランティアセ ンター分館
24	特別区道墨 5 号		緑 4 丁目 10 番から 江東橋 1 丁目 3 番まで		大横川親水公園

25	特別区道墨 8 号		江東橋 1 丁目 16 番から 江東橋 3 丁目 13 番まで	京成電鉄 京成押上線 押上駅 都営地下鉄 浅草線 押上駅 東京メトロ 半蔵門線 押上駅 東武鉄道 東武伊勢崎線 押上駅 とうきょう スカイツリー 駅 JR 総武線 錦糸町駅 東京メトロ 半蔵門線 錦糸町駅	ハローワーク墨田、江東 橋児童館、テルミナ
26	特別区道墨 11 号		太平 4 丁目 1 番地先		オリナス錦糸町、錦糸公 園、ひがしんアリーナ、 錦糸公園テニスコート、 錦糸公園野球場
27	特別区道墨 13 号		横川 4 丁目 1 番から 太平 4 丁目 21 番まで		本所郵便局、柳島小学 校、横川東公園
28	特別区道墨 43 号		江東橋 2 丁目 13 番から 江東橋 1 丁目 6 番まで		都立両国高等学校、江東 橋公園
29	特別区道墨 45 号		江東橋 4 丁目 24 番から 江東橋 4 丁目 15 番まで		都立墨東病院
30	特別区道墨 46 号		錦糸 1 丁目 9 番から 錦糸 2 丁目 3 番まで		錦糸小学校
31	特別区道墨 104 号		亀沢 4 丁目 17 番から 錦糸 4 丁目 10 番まで		東京簡易裁判所墨田庁 舎、すみだトリフォニー ホール、アルカキット錦 糸町、錦糸公園、ひがし んアリーナ、錦糸公園テ ニスコート、錦糸公園野 球場
32	特別区道墨 110 号		緑 4 丁目 35 番から 緑 4 丁目 24 番まで		すみだふれあいセンタ ー、すみだ障害者就労支 援総合センター
33	特別区道墨 110 号		緑 4 丁目 4 番から 緑 4 丁目 10 番まで		
34	特別区道墨 111 号		江東橋 1 丁目 9 番から 江東橋 1 丁目 10 番まで		江東橋児童館
35	特別区道墨 126 号		江東橋 3 丁目 14 番地先		テルミナ
36	特別区道江東橋 1011 号		江東橋 1 丁目 7 番から 江東橋 2 丁目 4 番まで		都立両国高等学校、江東 橋公園
37	特別区道江東橋 4013 号		江東橋 4 丁目 17 番から 江東橋 4 丁目 14 番まで		錦糸堀公園
38	特別区道江東橋 4014 号		江東橋 4 丁目 11 番地先		錦糸堀公園

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	特例都道深川吾嬬町線（第 465 号）	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和 8～17 年度
2	主要地方道環状三号線（第 319 号）	同上	同上
3	特別区道墨 16 号	同上	同上
14	特別区道墨 111 号	同上	同上
17	特別区道墨 127 号	同上	同上
22	一般国道 14 号	同上	同上
24	特別区道墨 5 号	同上	同上
27	特別区道墨 13 号	同上	同上
31	特別区道墨 104 号	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 8～17 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の

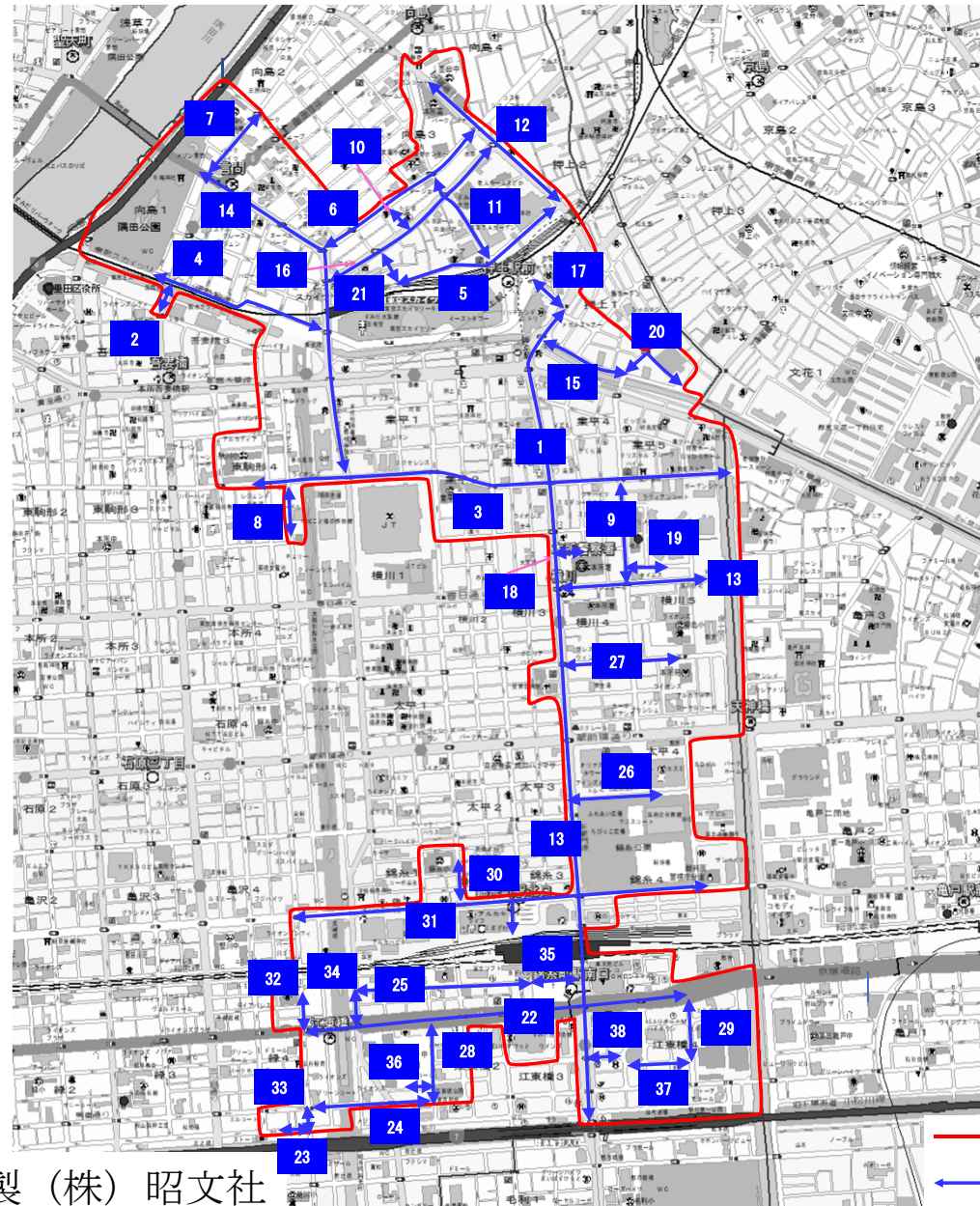
整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の手導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	墨田区
重点整備地区名	押上駅・錦糸町駅周辺 地区（押上駅周辺）



地図調製 (株) 昭文社

- 重点整備地区
- 道路の区間（生活関連経路）